広見地区まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、広見地区まちづくり協議会(以下「本会」という。)と称し、事務局を広見まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、広見地区(以下「地区」という。)住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくり推進を目的とする。

(事業年度)

第3条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)地区の課題の把握や情報の発信
- (2)地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3)地区の行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4)地区住民のふれあいに関する事業の実施
- (5)地区住民の福祉に関する事業の実施
- (6)地区住民の安全、防災、防犯に関する事業の実施
- (7)その他、組織の目的達成のために必要な活動

(構成)

第5条 本会は、地区町内会連合会及び地区団体等で構成し、「別図-組織図」で示す組織は、事務局、部会、実行委員会単位で組織化する。

(組織)

第6条 前条で示す組織図の部会等は、それぞれ右欄に掲げる団体等で構成する。

部会等	構成団体等
地区町内会連合会	地区 20 町内
ふれあい部会	行事推進会、広見地区商店(協賛)会、市まちづくり広見地区班、スポーツ推進員、女性の会(仮)、緑化指導員、地区町内会連合会
ふくし部会	地区福祉推進会、民生委員児童委員協議会、保護司会、広見児童 クラブ保護者会、広見小学校 PTA、地区町内会連合会
あんしん部会	交通安全協会富士地区支部広見分会、同石坂分会、青少年育成 隊、交通安全指導員、地域安全指導員、地区自主防災連絡協議 会、富士市消防団第25分団、地域防災指導員、地区町内会連合 会

2 部会等にはそれぞれ部会長1名及び副部会長2名を置く。部会長は、部会において選出又は、本会役員経験者若しくは有識者の中から選任することができる。副部会長のうち1名は、部会において選出し、もう1名は町内会長から選出する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故又は欠席のときはその職務を代行する。

第2章 執行役員等と職務

(執行役員の選任と職務)

第7条 本会の執行機関として組織構成員から次の定数を定め、執行役員を選出し、執行役員会を組織する。

(1)地区町内会連合会	5名
(2)ふれあい部会	2名
(3)ふくし部会	2名
(4)あんしん部会	2名
(5)事務局	1名
	(計12名)

- 2 執行役員の職務は次のとおりとする。
 - (1)執行役員は、第2条の目的を達成するため、部会間の調整及び事業の円滑化を図る。
 - (2)事務局は、本会の会議招集から、会議記録に至る記録整理の事務管理及び 部会の外部折衝支援を行う。また、本会の出納に関して、一切の会計業務を処理する。

(代表執行役員の選任と職務)

- 第8条 本会は執行役員の中から次の代表執行役員を選任し、代表執行役員会を組織する。
 - (1)会長1名(地区まちづくり協議会会長) 会長の選出は、会長任期事業年度終了前に、現会長を除く執行役員により選 考委員会を組織し、現職の執行役員の中から「次年度会長候補者」を絞り、年 度末の執行役員会で候補者として推薦し、総会で承認を得る。
 - (2)副会長2名 新年度選出された部会長の中から1名及び町内会長から1名を会長が指名する。
 - (3)事務局長1名 まちづくりセンター職員の場合は、採決に加わらない。
 - 2 代表執行役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1)会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - (2)副会長(町内会長)は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3)副会長(部会代表)は、会長を補佐し、執行機関として共同責任体制を敷く。

(会計監査役の選任と職務)

- 第9条 本会の会計事務を監査するため、会計事務経験者の中から会計監査役2名を選任し総会の承認を得る。
 - 2 会計監査役は、期末に決算報告を受け、会計簿・預金通帳・現金・資産・保険契約等の監査を実施し、会長及び総会に監査結果を報告する。また会計監査役が必要と認めた場合には、会長に通告の上、臨時に会計監査を実施することができる。

(顧問の委嘱)

第10条 本会の顧問は、執行役員会が別に定める「顧問選任基準」により候補者を推薦し、総会に諮って承認を得るものとする。

(事務局の職務)

- 第11条 本会の事務局をまちづくりセンターに置き、まちづくりセンター職員に事務局長を 委嘱する。
 - 2 事務局の職務は、会議提出議案の整備、会議の記録及び本会の関連事務全般を担当する。
 - 3 事務局には、事務処理のため必要に応じて事務局員を配置し会議に参加させることができる。
 - 4 事務局に資産管理担当を置く。
 - (1)資産管理担当

本会が保有する資産を合理的に管理・運用するため資産の共有化を計り、一括登録して管理・運用し、新規購入する資産の調達をする。

(2)資産管理担当は、本人の同意を得て執行役員会に報告し、就任する。

(執行役員の任期)

第12条 本会の執行役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 欠員によって就任する執行役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会)

第13条 総会は、執行役員及び構成団体「別表-1」の代表者(以下「代表者」という。)を もって構成する。

(総会の機能)

第14条 総会は次の事項を決議する。

- (1)事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2)事業別長期及び短期行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3)執行役員の承認に関する事項

- (4) 規約の変更に関する事項
- (5)執行役員会に付託する事項
- (6)その他の重要事項

(総会の開催)

- 第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
 - 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき
 - (2)代表者の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

- 第16条 総会は、会長が招集するものとし、定時総会は執行役員会でその日程及び場所 を示して招集するほか、新年度役員(候補者を含む)には書面をもって通知する。
 - 2 会長は、前条第2項(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 臨時総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及 び場所を示して、緊急の場合を除き、10 日前までに書面において通知しなけれ ばならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が代表執行役員の中から代行者を指名し、議場に諮って賛同を得られた場合に限り、議長を交代することができる。

(総会の成立)

第18条 総会は、代表者の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の決議)

第19条 総会議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第20条 天災等により総会の招集が困難な場合や、やむを得ない理由のため総会に出席できない代表者は、書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任できる。代理人は、本人からの委任状提出により確認する。

(総会の議事録)

- 第21条 総会議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2)代表者の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3) 開催目的及び審議事項及び議決事項
 - (4)議事の経過の概要及びその結果
 - (5)代表執行役員の署名及び押印
 - 2 総会の議事録及び会議の重要資料は10年間、事務局に保管しなければならない。

第4章 会議

(会議の種類)

第22条 会議は、総会、執行役員会、代表執行役員会のほか、第13条の総会構成員を対象とした「全体会議」及び事業別に編成する「部会」とする。

(執行役員会議の機能)

- 第23条 執行役員会議は、次の事項を決定する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(代表執行役員会議)

第24条 代表執行役員会議は、まちづくりに関する重要事項及び会長が必要と認めた場合に開催する。

(執行役員会議の開催)

- 第25条 執行役員会議は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)年度計画で決められた定例の会議
 - (2)会長が必要と認めたとき
 - (3)執行役員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して、請求があったとき

(会議の招集)

- 第26条 第22条に関する会議は、必要に応じて会長が招集する。会議の招集は、前条 (1)を除き会議の日から5日前までに書面等で会議の目的たる事項及びその内容 並びに日時及び場所を示して、構成者に通知しなければならない。
 - 2 会長に事故ある場合は、副会長(町内会長)がこれを代行し、緊急の場合に限り前項の期間を短縮して招集することができる。

(会議の成立、表決等)

- 第27条 会議の成立は、第18条(総会の成立)の規定を準用し、決議、表決及び議事録は第19条から第21条までを準用する。
 - 2 事務局長は、必要に応じて会議の審議に参画するが、その評決には加わらないものとする。

(助言等)

第28条 顧問は、各会議に随時出席して意見を述べることができるものとする。

第5章 会計

(会計)

第29条 本会の会計は、地区町内会連合会の助成金、市の補助金、各種寄付金及びその他の収入をもって経費に充当する。

(事業計画及び予算)

第30条 本会の事業計画及び予算は、執行役員会の決定をもとに会長が作成し、総会の 決議を経て定めなければならない。これを変更する場合は、執行役員会の決議を 要する。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び決算は、別に定める執行役員会の報告をもとに会長が作成し、会計年度終了後30日以内に会計監査役に提出し、会計監査役は監査の結果を文書で総会に報告し、承認を受けなければならない。

第6章 補則

(規約の変更)

第32条 この規約の変更は、総会の議決を経て行う。

(情報の公開)

第33条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に 公開するよう努めるものとする。

(附則1)

本会は、平成14年4月1日付で発効された「広見地区まちづくり推進会議」を改組する手続きを経て平成26年5月15日、本会の設立総会により発足した。 (附則2)

この規約は、平成26年3月31日に制定、平成26年5月 設立総会の日から施行する。

- 2 この規約は、平成29年5月12日、発足3年の経過から改正点を審議、組織図を見直した上で規約条文を改定、総会の承認を経て同日から施行する。
- 3 この規約は、平成30年4月24日から施行する。
- 4 この規約は、平成31年4月24日から施行する。
- 5 この規約は、令和2年4月22日から施行する。
- 6 この規約は、令和3年4月21日から施行する。
- 7 この規約は、令和4年5月25日付で一部改定、同日から施行する。
- 8 この規約は、令和5年4月28日付で一部改定、同日から施行する。
- 9 この規約は、令和6年4月26日付で一部改定、同日から施行する。
- 10 この規約は、令和7年5月9日付で一部改定、同日から施行する。

広見地区まちづくり協議会規約 附属規定

I 交際·慶弔 基準

- 第1条 本会の交際並びに慶弔に関する基準は、本基準による。
- 第2条 本会の会長が催事に招かれたときは、
 - ① 近隣の定例祭典(さくら祭り、夏まつり等) 5.000 円
 - ②市単位など大きな催しもの等

10,000 円

とする。

- 第3条 本会の代表執行役員が死亡した時は、 香典料 10,000 円とする。 ただし、会長の場合は、供花を加えるものとする。
- 第4条 本会の執行役員が死亡した場合は、 香典料 5,000 円 とする。
- 第5条 前条までの他、役員の病気、災害等については、会長の裁定による。 ただし、前条の基準を超える場合は、代表執行役員会の承認を要する。
- 第6条 前条以外に、本会に多年にわたり多大な功績のあった役員、会員に対しては、推薦により代表執行役員会が審議する。その結果、褒賞に相当すると判断した場合、総会等において表彰および金品の贈呈を行う。
- 附 則 この基準は、平成29年5月12日に制定、施行する。

広見地区まちづくり協議会規約 附属規定

Ⅱ 顧問委嘱 基準

第1条 規約第10条で定めた顧問委嘱の基準は、本基準による。

第2条 本会の顧問就任手続きは、

- ①本会の会長を3年以上、または役員を5年以上勤めた者で、本会の発展に貢献された方
- ②退任された役員で①に準じ、その功績が再評価された方
- ③本会構成団体での代表で、本会の発展に寄与された方の中から、執行役員会が推薦し、総会に諮って承認を得るものとする。

第3条 選任された顧問の就任期限は定めない。

第4条 顧問ご自身が任期中、業務が負担となって辞意を表明された場合には、委嘱を速 やかに解く。

また、名誉顧問推挙の場合は、執行役員会の審議による。

附則 この基準は、平成29年5月12日に制定、施行する。

2. この基準は、令和5年4月28日より改定施行する。

Ⅲ 実行委員会設置 基準

(設置)

- 第1条 広見地区まちづくり協議会事業の円滑な運営のため、次の事業ごとに実行委員会 を設置する。
 - (1) 広見夏まつり(主管: ふれあい部)
 - (2)広見スポーツ☆アートフェス(主管:ふれあい部)
 - (3)福祉フェスティバル(主管:ふくし部)

(主管事項)

- 第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を主管する。
 - (1)各事項の企画及び立案に関すること
 - (2)日程及び会場の調整に関すること
 - (3)各催物の実施に関すること
 - (4) 広報に関すること
 - (5)その他委員長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 実行委員会に、会長、実行委員長、副委員長、委員及び必要に応じて町内選出 実行委員を置く。
 - 2 会長は広見地区まちづくり協議会長をもって充て、実行委員長及び副委員長は主管となる組織から選出する。
 - 3 委員は事業毎各部会長が選出する。

(会議)

第4条 実行委員会の会議は、実行委員長が招集し、会議の議長は実行委員長をもって 充てる。

附則 この基準は、令和5年4月28日に制定、施行する。

- 2. この基準は、令和6年4月26日より改定施行する。
- 3. この基準は、令和7年5月9日より改定施行する。

「別表-1」構成団体一覧表 (第14条 総会「総会構成団体」)

令和7年度広見地区まちづくり協議会 その他構成団体の所属について

	構 成 団 体	支持母体·所属団体等	所属部会	備考
1	地区町内会連合会	地区町内会連合会	全ての部会	20町内会
2	地区自主防災連絡協議会	地区自主防災会長	あんしん部会	
3	地域防災指導員	富士市長委嘱	あんしん部会	
4	富士市消防団第25分団	富士市消防本部	あんしん部会	
5	交通安全協会富士地区支部 石坂分会		あんしん部会	
6	交通安全協会富士地区支部 広見分会		あんしん部会	
7	交通安全指導員	富士市長委任	あんしん部会	
8	地域安全推進員	警察署長及び防犯協会長委嘱	あんしん部会	
9	青少年育成隊		あんしん部会	
10	行事推進会	地区まちづくり協議会	ふれあい部会	
11	広見地区商店(協賛)会	広見ショッピング商店会他	ふれあい部会	
12	市まちづくり広見地区班	市職員	ふれあい部会	
13	スポーツ推進員	富士市長委嘱	ふれあい部会	
15	女性の会(仮)		ふれあい部会	
16	緑化指導員	富士市長委嘱	ふれあい部会	
17	地区福祉推進会	地区福祉推進会	ふくし部会	
18	民生委員児童委員協議会	厚生労働大臣委嘱	ふくし部会	
19	保護司会		ふくし部会	
20	広見児童クラブ保護者会		ふくし部会	
21	ひろみ文庫		ふくし部会	
22	広見小学校PTA	保護者と教職員の会	ふくし部会	
23	岳陽中学校PTA	保護者と教職員の会	あんしん部会	
24	みまもり隊		あんしん部会	
25	北部包括支援センター		公共施設	
26	岳陽中学校	富士市教育委員会	公共施設	
27	広見小学校	富士市教育委員会	公共施設	
28	学校法人国際教育機構認定こども園わかば幼稚園	学校法人 国際教育機構	公共施設	
29	広見保育園	富士市(保育幼稚園課)	公共施設	
30	富士山かぐや姫ミュージアム	富士市(教育委員会 文化財課博物館)	公共施設	
31	広見児童クラブ	富士市(こども未来課)	公共施設	
32	広見まちづくりセンター	富士市(まちづくり課)	公共施設	
33	その他会長が指名する者			

※公共施設は部会には所属しません。

※枠内は、広見地区を主たる活動場所としている団体です。